

栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)の制定について

1 条例制定の背景・目的

現在、テレワークやオンライン会議が普及・定着するとともに、チャットGPTをはじめとする新たな技術の登場等により、デジタルの活用が大きく広がっている。

一方、デジタルの利用ができない人や苦手な人への対応等、デジタルを利用するための課題も生じている。

これらの状況を踏まえ、全ての県民がデジタルの恩恵を享受し、安全に安心してデジタルが活用できる環境が整備され、便利で快適に住み続けることができる社会の形成を目指して、栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)を制定することとした。

2 条例の検討体制及びスケジュール案

栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称)検討会(以下「検討会」という。)から、本県が目指す社会像や県の施策の方向性等に係る御意見をいただき、それらを参考として条例案を策定する。

9月	検討会① 骨子案の作成
10月	検討会②
12月	条例素案の作成、パブリックコメント実施
2月	県議会への条例案提出

3 本県が目指すデジタル社会像（案）



4 栃木県デジタル社会形成推進条例(仮称) 骨子案

1 目的

デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に係る基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進し、安全に安心してデジタルが活用できる環境が整備され、全ての県民が便利で快適に住み続けることができる社会の実現に資することを目的とする。

2 基本理念

デジタル社会の形成は、次のことを基本として推進する。

- (1) 安全で快適にデジタルを利用できること。
- (2) デジタル人材が育ち、活躍すること。
- (3) 便利なサービスや効率的なシステムが提供されること。
- (4) 誰もがデジタルの恩恵を享受すること。

3 県の責務

基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

事業者及び県民によるデジタル社会の形成に関する取組を促進するため、必要な支援を行う。

4 県と市町村の連携

県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

5 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努める。

6 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、効率的で持続可能な社会システムの構築をはじめとした各種施策に協力するよう努める。

7 計画的なデジタル化施策の推進

県は、デジタル社会形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、デジタル社会形成の推進に関する基本的な計画を定める。

8 地域社会のデジタル化の推進

県は、地域社会のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講じる。

- (1) 地域課題解決のためのデジタル施策
- (2) 電子申請の拡充等、行政手続の利便性向上
- (3) デジタルを活用した情報発信

9 安全・安心なデジタル環境の整備

県は、県民が安全に安心してデジタルを活用したサービスを利用できるための施策を講じる。

10 デジタル人材の育成等

県は、デジタル人材の育成等に必要な施策及びデジタル人材が活躍できる環境づくりに必要な施策を講じる。

11 データの利活用、連携の推進

県は、効率的で持続可能な社会システムを実現するため、市町村や事業者と協力し、各種データの収集を図るとともに、それらデータの分析や連携・活用を図るための施策を講じる。

12 デジタルが苦手な人等への対応

県は、デジタルが苦手な人に対し、デジタルの活用が進むよう必要な施策を講じる。

また、デジタルの利用ができない人に対し、デジタルを活用したサービスが受けられるよう必要な施策を講じる。

13 財政上の措置

県は、デジタル社会の形成を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。